

概要版

調布市 福祉のまちづくり 推進計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

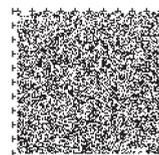


令和6(2024)年3月

調布市

音声
コード

計画書の各ページに、「音声コード(Uni-Voice)」を付しています。
「音声コード」は、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元コードです。このコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリで音声に変換し、文章内容を読み上げることで、音声で情報を得ることができます。



1

計画の策定に当たって

(1) 計画の目的

本計画は、様々な社会情勢の変化、国や東京都の動向、市のまちづくりの状況を踏まえつつ、調布市福祉のまちづくり条例（以下「本条例」と言う。）の理念に基づき、ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として、策定するものです。

(2) 福祉のまちづくりとは

ユニバーサルデザインの理念に基づき、すべての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組です。

● バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

◆ バリアフリー

障害者の社会参加を困難にしている、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁を除去すること。

施設等で元々階段だった箇所の、「車いすの障害者が登れない」という障壁を取り除くためにスロープを設置



◆ ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人が利用しやすいよう、事前に環境等をデザインすること。

施設をつくる時に、障害者だけでなく、子どもや高齢者、ベビーカー利用者など、様々な人が使いやすいようにスロープを設置

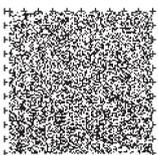


(3) 計画の位置付け

本計画は、本条例の第7条に基づき策定するもので、市における福祉のまちづくりの推進にかかわる保健、医療、住環境、防災、教育などのあらゆる分野の施策を包括的に盛り込んだ計画とします。

また、市内の施設等が「福祉のまちづくり」の視点を持って整備されるよう、新しく設置される施設等だけでなく、既存の施設等の改修の際にもできうる限り本条例に沿った整備を促進します。これにより、誰もがその利用に当たり、安全・安心で円滑に活用できるようになり、等しく社会参加ができるようなまちづくりを目指していきます。

なお、計画の策定に当たっては、地域福祉計画をはじめ、福祉のまちづくりを推進するうえで必要な関係施策や他の計画との整合を図っていきます。



調布市総合計画

調布市基本構想

調布市基本計画

主な関連分野別計画

- 調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画
- 調布市住宅マスタープラン
- 調布市総合交通計画
- 調布市バリアフリーマスタープラン
- 調布市バリアフリー基本構想
- 調布市自転車等対策総合計画
- 調布市高齢者総合計画
- 調布市障害者総合計画
- 調布っ子すこやかプラン
- 調布市地域防災計画
- 調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）
- 調布市社会福祉協議会 調布市地域福祉活動計画

調布市福祉のまちづくり推進計画

調布市地域福祉計画

連携

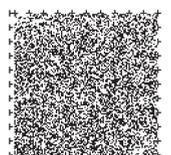
連携

国：バリアフリー法，バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱 等
都：東京都福祉のまちづくり条例，建築物バリアフリー条例 等

(4) 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6箇年計画とします。

また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。



2

福祉のまちづくりを取り巻く課題

課題1 障害者等への理解促進について

- 高齢者、障害児・者、子ども、若者など、全ての市民が生きづらさを感じることなく、本人の意志で自由に社会参加ができるよう、あらゆる分野で「パラハートちょうふ」の理念を具現化し、一人一人が認め合えるまちづくりに取り組む必要があります。
- 全ての市民がお互いに思いやる心を学ぶ機会や交流する機会を増やしていく必要があります。

課題2 情報のバリアフリー化について

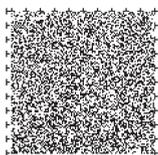
- 情報の入手が困難な人でも必要な情報が必要なときに確実に届くよう、情報格差を解消するデジタルデバインド対策を行いながら、多様な方法で、市民の暮らしを支える情報を発信していく必要があります。
- ユニバーサルデザインに配慮した案内・誘導サインや案内誘導標識の整備を進める必要があります。
- 「行政内部のデジタル化」とともに、誰もが必要なときに必要な情報を活用できる「地域社会のデジタル化」、いつでも行政サービスを楽しむことができる「行政サービスのオンライン化」を段階的に進める必要があります。

課題3 移動・社会参加・協働について

- 移動に不便さを抱える人も円滑に移動できるよう、地域特性に応じた公共交通ネットワークの構築と効果的な移動手段の確保を進める必要があります。
- 地域社会と協力し、就労に困難さを抱える人の就労支援、社会的孤立を防ぐ社会参加の促進、市民主体の地域活動の活性化に向けて継続的に取り組む必要があります。
- 医療的ケアを含む重症心身障害児・者が地域で暮らし続けるための新たな拠点整備を着実に進める必要があります。

課題4 住まい・施設等の生活基盤について

- 市内ですべて安心して暮らすことができるよう、多様な利用者にとって使いやすい環境の整備やサービスの提供などに取り組む必要があります。
- 歩道、道路、公園・緑地等のバリアフリー化を計画的に進めること、また、安全・快適で、かつ、憩いやにぎわいが創出される、全ての取組において、魅力ある都市空間の形成を進めることが必要です。



課題5 安全・安心について

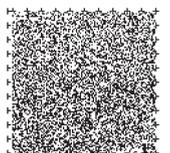
- 地域住民の安全を守る防災対策を地域全体で継続するとともに、国や東京都における避難行動要支援者の支援体制の整備等に関する動向を注視しながら取組を進める必要があります。
- 市民一人一人の交通安全・防犯意識を高める多様な啓発活動の展開とともに、地域を挙げて事故や犯罪の起こりにくいまちづくりを進める必要があります。
- 社会的孤立や支援につながっていない状況を見逃さないよう、日頃から地域住民同士の支え合いが広がり、人権が守られる明るい地域社会の形成を引き続き進める必要があります。

3 福祉のまちづくりの基本的方向

基本理念

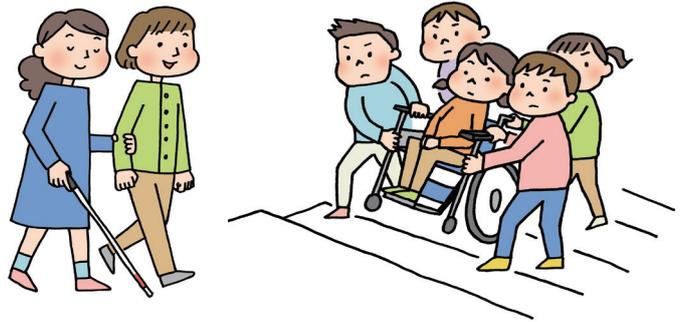
みんなが 安心してともに生きる
ここにやさしい 福祉のまちづくり

基本目標	取組方針
I 心を育て、ともに生きるまちづくりの推進	I-1 普及啓発の充実・心のバリアフリーの推進
II 誰でもスムーズに情報を受取ることができるまちづくりの推進	II-1 障害者・外国人等への情報提供体制の整備
	II-2 まちなかの公共サイン等の充実
	II-3 多様な方法による情報提供の充実
III 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進	III-1 移動支援の充実
	III-2 多様な人の社会参加の推進
	III-3 協働による地域づくり
IV 誰もが快適に利用できる施設や環境の整備に向けたまちづくりの推進	IV-1 住まいの支援の推進
	IV-2 ユニバーサルデザインの施設の推進
	IV-3 施設等の安全対策の充実
V 誰一人取り残さない安全・安心なまちづくりの推進	V-1 災害時の防災対策の推進
	V-2 交通安全・防犯対策の推進
	V-3 支え合いと安心の暮らしの支援



I 心を育て、ともに生きるまちづくりの推進

誰もがいきいきと自分らしく生活できるよう、互いを認め合い、ともに生きる社会に向けて、多様な普及啓発活動と分野間連携をとおして、障害や多様性への理解促進と偏見・差別の解消に向けて、市民一人一人に心のバリアフリーの浸透を図ります。



I-1 普及啓発の充実・心のバリアフリーの推進

取組方針

市民に障害や多様性に対する関心と理解を促すため、文化芸術やスポーツ等とも連動しながら、多様な方法で普及啓発を図るとともに、新たな条例の制定や学校教育を通じて、一人一人の心のバリアフリーの推進に市全体で取り組みます。

◆心のバリアフリーに向けた場面の例

道や街中で…

自転車を点字ブロックの上には置かないようにする。



何か困った様子の時には声をかける。

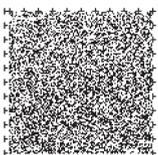
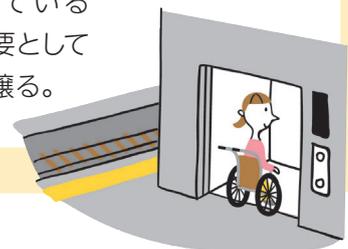


駅や電車、建物の中で…

体の不自由な方や妊娠中の人等に気付いたら、席やスペースを譲る。



エレベーターが混雑しているときは必要としている人に譲る。



Ⅱ 誰でもスムーズに情報を受取ることができるまちづくりの推進

情報の入手が困難な人でも必要な情報を入手でき、日々の生活を安心して送ることができるよう、デジタル技術の活用、障害者・外国人等に配慮した情報提供とコミュニケーション支援、まちなかでのわかりやすい標識や公共サインの設置、暮らしを支える情報提供の充実を進めます。



Ⅱ-1 障害者・外国人等への情報提供体制の整備

取組方針

情報の入手が困難な方でも必要な情報を入手できるよう、福祉サービスや生活情報をまとめた冊子の定期発行とともに、障害に応じたコミュニケーション支援の実施、図書館サービスの充実を図ります。

Ⅱ-2 まちなかの公共サイン等の充実

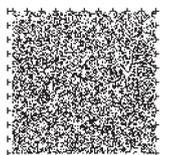
取組方針

誰もがまちなかをわかりやすく安心して歩けるよう、ユニバーサルデザインに配慮した標識の維持管理と、わかりやすい公共サインの設置を進めます。

Ⅱ-3 多様な方法による情報提供の充実

取組方針

市民の暮らしを支える情報を誰もが必要なときに入手できるよう、市民のニーズに応える情報を、ホームページ、SNS、市報、ケーブルテレビ、コミュニティFM等の多様な方法を活用して提供していきます。



Ⅲ 誰もが移動・社会参加しやすい まちづくりの推進

誰もが安全で快適に移動・外出し、いきいきと生活できるよう、移動手段・支援の充実、就労と日中活動の支援と拠点整備による社会参加の促進、協働による地域づくりを進めます。



Ⅲ-1 移動支援の充実

取組方針

誰もが安全で快適に移動し、外出ができるよう、高齢者、障害者等のニーズや状況等を踏まえて、移動支援に関する取組の充実を図ります。

Ⅲ-2 多様な人の社会参加の推進

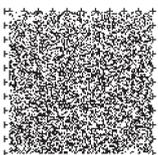
取組方針

誰もがいきいきと生活できるよう、障害児・者や高齢者の就労と日中活動の支援とともに、医療的ケアを含む重症心身障害者や重度知的障害者も受け入れ可能な新たな福祉施設の開設等を進めます。

Ⅲ-3 協働による地域づくり

取組方針

多様性が尊重され、誰もが安心して暮らし、地域活動をととした社会参加の促進に向けて、市民との協働で行う地域づくりと地域で活動する団体への支援を進めます。



Ⅳ 誰もが快適に利用できる施設や 環境の整備に向けたまちづくりの推進

誰もが安心して快適に、日々の生活を送ることができるよう、住まいの確保と入居支援の充実、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまち全体の施設整備、インフラ設備・公共施設等の安全対策の充実を進めます。



Ⅳ-1 住まいの支援の推進

取組方針

多様な利用者にとって使いやすく、安心して快適に暮らし続けることができるよう、住居の確保、耐震化やバリアフリー化等の住宅改修支援とともに、重度障害者の入所施設の運営、住宅確保要配慮者への入居支援に取り組みます。

Ⅳ-2 ユニバーサルデザインの施設の推進

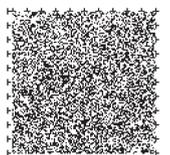
取組方針

福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共建築物、道路、駅前広場、公園、公衆トイレ等の計画的な整備・改修等を推進します。

Ⅳ-3 施設等の安全対策の充実

取組方針

安心した暮らしの基盤となる下水道施設の地震対策と、誰もが安心して利用できる公共施設のシックハウス対策を引き続き実施します。



V 誰一人取り残さない 安全・安心なまちづくりの推進

誰もが安全・安心に生活できるよう、自助・共助・公助が相互に機能する災害時の防災対策と交通安全・防犯対策，障害者や子どもの見守りと人権を守る地域ネットワークと緊急時のサポートによる安心できる暮らしの支援を進めます。



V-1 災害時の防災対策の推進

取組方針

地震や台風などの自然災害が起きた際に誰もが安全に避難できるよう，福祉的視点に則した地域防災計画の定期更新を図るとともに，避難行動要支援者の避難支援プランを推進し，自助・共助・公助が相互に機能する体制づくりを進めます。

V-2 交通安全・防犯対策の推進

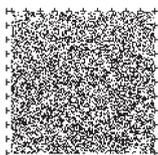
取組方針

誰もが安全に安心して暮らせるよう，多くの市民に対する意識啓発を継続するとともに，地域，行政，関係機関等の連携により，交通安全・防犯対策を推進します。

V-3 支え合いと安心の暮らしの支援

取組方針

誰もが健康的で快適に暮らせるよう，見守りや人権を守る地域ネットワークの強化と，いざという時のサポート体制の充実など暮らしの支援を進めます。

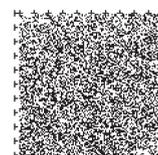
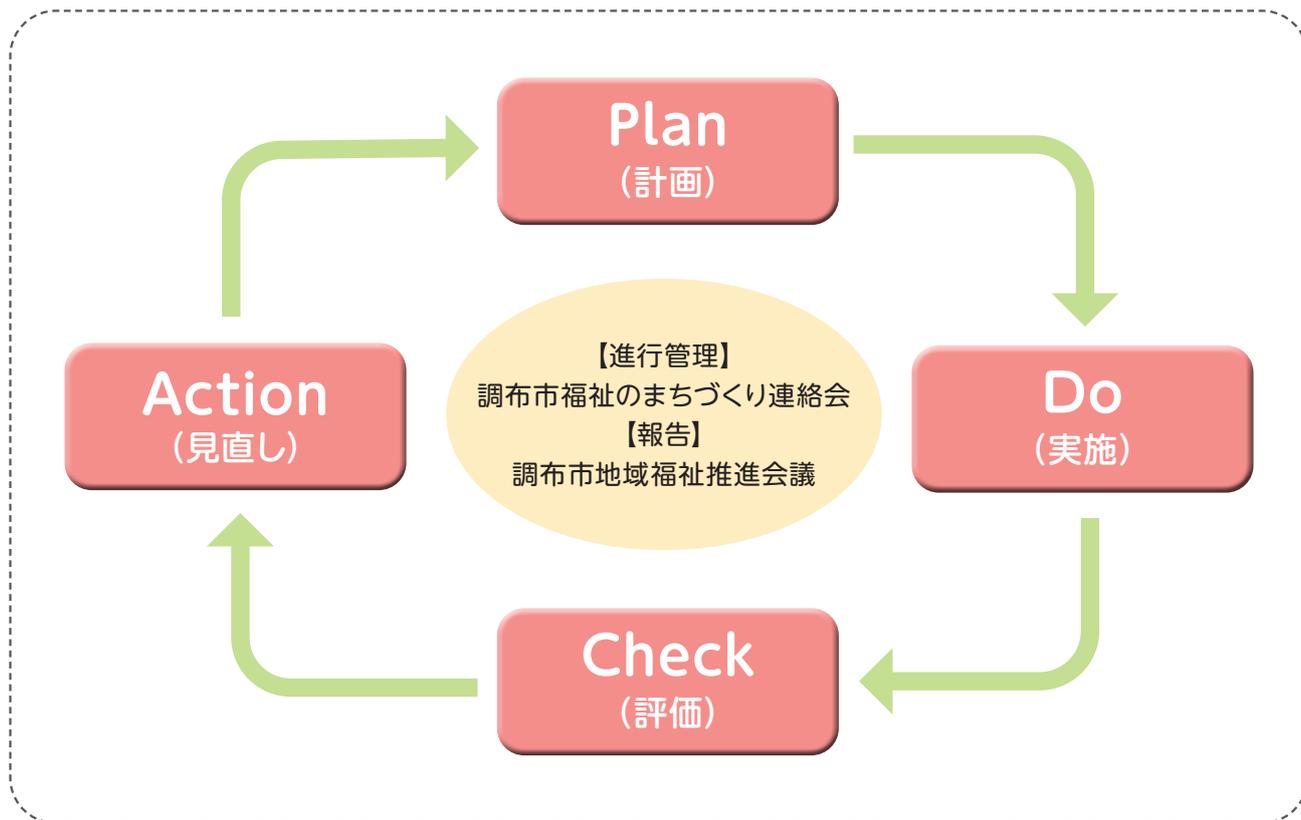


5

計画の推進

本計画の推進のため、PDCAサイクル（P（計画）、D（実施）、C（評価）、A（見直し））の考え方に基づき進行管理を実施し、計画全体の継続的な改善を図ります。

進行管理については、調布市福祉のまちづくり連絡会において行うとともに、必要に応じて調布市地域福祉推進会議において報告を行います。



調布市福祉のまちづくり推進計画 概要版

発行年月 令和6(2024)年3月

発行 調布市

編集 調布市福祉健康部福祉総務課

〒182-8511

東京都調布市小島町2-35-1

電話 042(481)7101

ファクス 042(481)7058

URL <https://www.city.chofu.lg.jp/>

刊行物番号
2023-243

